

公印規程

令和3年4月1日
研究会理事会制定

(目的)

第1条 日本物理療法研究会（以下、「本研究会」という。）の公印に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類)

第2条 この規程において「公印」とは、公文書に使用する研究会印等をいう。

(公印の名称等)

第3条 公印の名称、寸法、使用区分及び個数は、次の通りとする。

- (1) 「日本物理療法研究会理事長之印」直径21mm 円形型 1個 実印
- (2) 「日本物理療法研究会理事長之印」直径18mm 円形型 1個 銀行印
- (3) 「日本物理療法研究会之印」一辺24mm 正方形型 1個
- (4) 「日本物理療法研究会学術大会長之印」一辺24mm 正方形型 1個

(電子計算機による印影の出力)

第4条 前条の(3)に掲げる公印については、押印に代えて電子計算機に記録した当該公印の印影を出力したもの（以下、「電子公印」という。）を使用することができる。

- 2 第1項に規定する電子公印の寸法は、特別の場合を除いて原寸とする。

(公印の管理者)

第5条 公印の管理者は、総務を所管する副理事長、又は文書管理担当者のいずれかから理事長が任命する。

- 2 公印の管理者は、責任をもつて公印（第4条に規定する電子公印として使用する場合を含む。）を管理しなければならない。
- 3 公印の管理者は、電子公印の使用にあたっては、電子公印の不当な使用、破壊等を防止するための電子計算機の機能上の措置を講じなければならない。
- 4 公印の管理者は、電子公印を使用して作成する文書の用紙に必要に応じて偽造及び不正使用を防止するための措置を講ずるとともに、当該措置を講じた用紙を適正に管理しなければならない。
- 5 公印の管理者は、電子公印を使用しなくなったときは、速やかに電子計算機に記録した当該公印の印影を消去しなければならない。

(公印の保管)

第6条 公印は金庫に格納し、厳重に管理する。

(公印の新調等)

第7条 公印の新調、改刻又は廃止は、理事長の決裁を受けなければならない。

(公印台帳)

第8条 公印の管理者は、公印を登録し、これを整理するため公印台帳を備え付けなければならない。

(公印の使用承認)

第9条 公印を使用しようとするときは、決済済みの起案書を公印の管理者に提示し、その承認を受けなければならない。

(押印権限の移譲)

第10条 理事長は、別表1により押印権限の移譲を行うことができる。

2 理事長及び公印管理者は、実印及び銀行印の押印を、その指示に基づき文書管理担当者に行わせることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

1 この規程は、この研究会の設立登記日より施行する。

公印規程 別表 1

公印規程第 5 条、第 9 条により、理事長は以下の通り管理者の任命ならびに押印権限の委譲を行う。

印の種類	文書の種類	公印管理者・ 権限被委譲者	備考
第 3 条第 1 号 直径 21mm 円形型 実印	法令その他により登記印の 押印を求められる場合	副理事長（又は 文書管理担 当者）	法務局登記印
第 3 条第 2 号 直径 18mm 円形型 銀行印	金融機関より届出印押印を 求められる文書	副理事長（又は 文書管理担 当者）	金融機関届出印
第 3 条第 3 号 一辺 24mm 正方形型	理事長名で発行する文書の うち、実印又は銀行印の押 印を求められる以外の文書	副理事長又は文 書管理担当者	
第 3 条第 5 号 一辺 24mm 正方形型	学術大会長名で発行する文 書	副理事長又は文 書管理担当者	

公印台帳

管理番号：第 号

印影	公印名	
	使用開始日	令和 年 月 日
	使用廃止日	令和 年 月 日
	保管者	
	役職：	年 月 日 ～ 年 月 日
寸法	氏名：	年 月 日
	役職：	年 月 日 ～ 年 月 日
破棄年月日 年 月 日	氏名：	年 月 日
	役職：	年 月 日 ～ 年 月 日
破棄方法	氏名：	年 月 日
	役職：	
破棄理由		

(文書管理担当者)

公印使用廃止届

管理番号：第 号

印影	公印名
	使用廃止日 令和 年 月 日
寸法	廃止理由
廃止前保管者	
役職： 氏名：	
その他必要な事項	

受 理 日： 令和 年 月 日

総務を所管する副理事長： 印

